

農地法第3条許可申請 提出書類一覧

提出部数 各1部

添付書類（○は必須書類）		留意事項等
○	第3条許可申請書	申請者が自署する場合は押印省略できる。 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載
○	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。申請時おおむね3ヶ月以内のもの
○	土地の公図	原則として法務局発行の公図。申請時おおむね3ヶ月以内のもの
○	土地の位置図	赤色で申請地の位置を記入
○	土地の案内図	住宅地図の写し等
△	委任状	申請書類の提出等が行政書士の場合
△	耕作証明書	農地のある市町村の農業委員会で交付
	定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書	申請者が法人である場合
○	営農計画書等	取得農地の利用計画図 新規で営農する場合は営農計画書（任意様式）
	その他参考とする書類	●借受者の同意書 借受者以外の者が所有権を取得しようとする場合、次のいずれかの書類を添付 ・所有権を移転することにつき、申請前6ヶ月以内に同意したことを証する書面又は合意解約した旨の通知 ・強制執行、競売、国税徴収法による滞納処分に係る差し押さえ、又は仮差押えの執行にあった後に権利が設定された場合には、それを証する書面
		●譲受人の承諾書 抵当権、根抵当権、地役権、仮登記が設定されている場合
		●仮登記権者の同意書 仮登記が設定されている場合
		●住民票等 譲渡人：現住所と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合 譲受人：町外に住所がある場合（本籍または国籍が記載されたもの）
		●相続分割協議書又は相続人代表届（同意書） 相続関係図、除籍・戸籍謄本、印鑑証明書等（相続登記未了の場合のみ）
		●競売、民事調停等を証する書面 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合

○締切日には、完全に書類が整っていなければ受け付けできません。

○添付書類に不明な点がございましたら、富士見町農業委員会事務局（0266-62-9234）へお問い合わせください。

申出書の受付は毎月10日までです。

（ただし、10日が土・日・祝日の場合は翌開庁日が締切日となります）